

◎新潟県病院局訓令第1号

局本庁

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第6条の3関係） 経営企画員等共通専決事項 (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>(3)</u> (略)	別表第2（第6条の3関係） 経営企画員等共通専決事項 (1) (略) <u>(2)</u> (略)